

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に マイナンバーが通知されます



1 通知カード(形状は運転免許証程度)

平成27年10月から住民票を有する全ての方に地方公共団体情報システム機構から、住民票の住所に通知カード(番号は12桁)が簡易書留で送られます。

通知カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別(基本4情報)、マイナンバーが記載されたものになります。

※1. 簡易書留には通知カード、個人番号カード交付申請書、返信用封筒が同封されます。

※2. 住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。



【表面】

氏名、住所、生年月日、性別が記載
通知カードの発行の日及び通称を記載

【裏面】

通知カードの様式(裏面に追記欄)
再交付手続(紛失した場合等)を規定
記載事項の変更欄(住所変更等)

2 個人番号カードと交付申請方法

個人番号カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、(基本4情報)マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されることから、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめとした各種電子申請が行えます。

個人番号カードの必要な方は、個人番号カード交付申請書に顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れて地方公共団体情報システム機構に申請します。(申請は無料)

※ 顔写真は申請前6ヶ月以内に撮影、無帽、正面、無背景

↓ (個人番号カード申請者)

3 個人番号カードの受け取り

平成28年1月以降、村から受取りに関する通知書を発送して役場で交付します。

※ 交付時の注意

- ・本人確認(運転免許証確認等)のうえ交付します。
- ・4桁の暗証番号を設定して頂きます。
- ・先に送付された通知カードを返還して頂きます。
- ・住基カードをお持ちの方は個人番号カードと重複所持が出来ませんので住基カードを返還して頂きます。

マイナンバーの効果

(1) 公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

(2) 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

(3) 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。
行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。